

合併処理浄化槽の設置補助制度について

～転換に伴う既存槽の撤去費等が補助対象になりました～

令和5年度から、くみ取り槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合、既存槽の撤去費及び宅内配管工事費が補助対象に追加されました。設置工事の補助に加えて、これらの補助を受けることができます。

合併処理浄化槽は下水道と同様に、生活排水を衛生的に処理することができます。豊かな水環境を守るため、合併処理浄化槽への転換を御検討ください。

【補助額（上限額）】

<設置補助>

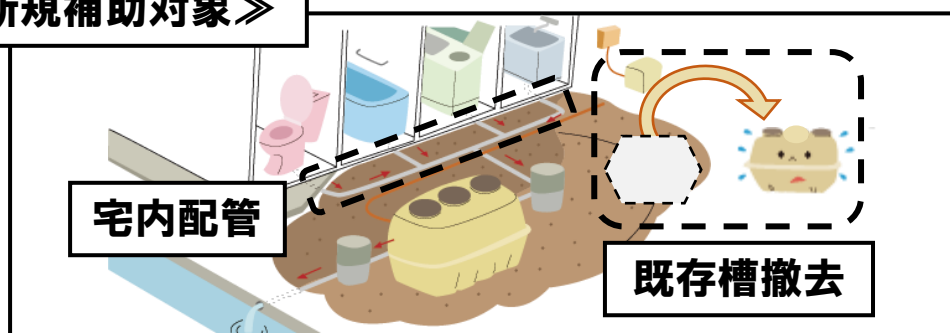
5人槽	826,000 円
6～7人槽	1,076,000 円
8～10人槽	1,192,000 円

<転換補助（新規）>

くみ取り槽撤去	120,000 円
単独浄化槽撤去	150,000 円
宅内配管工事	330,000 円

※補助対象経費（税抜）が上限額に満たない場合、対象経費の1,000円未満の端数を切り捨てた金額が補助額となります。

《新規補助対象》



【補助金交付の例】

<単独浄化槽から合併浄化槽（7人槽）に転換する場合（上限額）>

（設置）1,076,000 円＋（撤去）150,000 円＋（宅内配管）330,000 円

= **1,556,000 円**

【補助要件（一部抜粋）】

- ・浄化槽を設置しようとする建築物の用途が専用住宅であること
- ・浄化槽の処理対象人員が10人以下であること
- ・浄化槽の設置場所が下水道法に基づく下水道事業計画区域外であること
- ・浄化槽法、建築基準法、その他関係法令に違反していないこと
- ・当該事業の目的の達成に関し、支障があると認められる者でないこと

補助制度の詳細については、下記担当までお問合せください。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課一般廃棄物係

電話：211-2927、FAX：218-5105、メール：jigyohaiki@city.sapporo.jp